

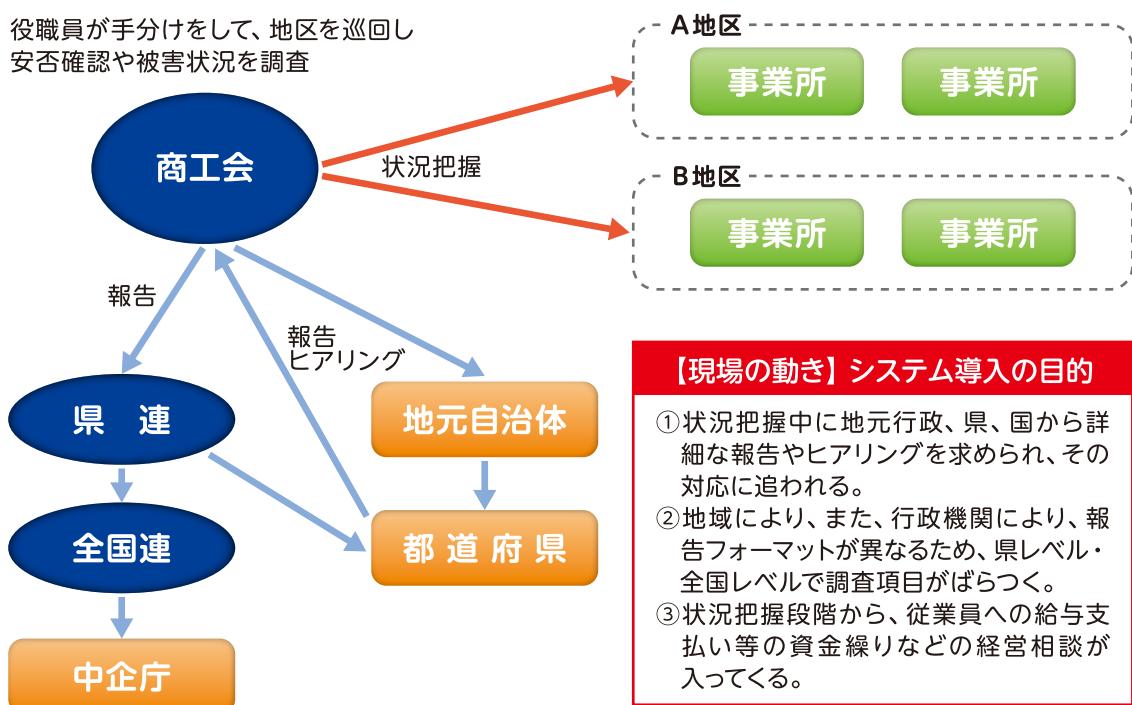
商工会災害状況報告システムとは

災害情報共有の目的は、発災直後の最も混乱する場面で迅速かつ冷静に情報を共有し、被災状況や対応状況などを可視化させるとともに、各関係機関との相互連携を滞りなく実施するために活用していくシステムとなります。

以下の「利用目的」をご確認いただき、ご同意いただける商工会員様は、「岐南町商工会ホームページ」から、発災時に自社の被害状況のご報告をお願いいたします。

1. 発災時の状況把握

◆災害発生後、役職員が地域を見回り、事業者の安否確認、事業所の被害状況を把握し、各所へ報告する。



発動要件

- ①全国連からは、原則、災害救助法（被災市町村に対して内閣府が出す救助法）の適用となった災害において報告を依頼します。
- ②災害救助法が適用された場合、各県連は該当商工会に依頼して報告を求めます。
(中小企業庁事業環境部経営安定対策室の災害に関する特別相談窓口設置と同条件)
- ③災害救助法にいたらない場合も、県連・商工会の判断により、情報の集約に活用することができます。

報告方法

- ①各都道府県のポータル画面にアクセス
URL=https://www.shokokai-system.com/drs/?sc=21
- ②所属する「商工会」を選択し、パスワードを入力してログイン
パスワード → 999 (全商工会・全県連共通)
- ③報告項目をクリック
項目は「会員」、「職員」、「会館」
- ④上記で③で選択した項目の被害状況を報告

